

山田地域自治振興会会則

(目的及び名称)

第1条 住民福祉の増進、文化の向上、住民相互の親睦と融和を図ること、及び住民が一体となり、行政と協働して地域の特色を生かしたまちづくりを推進していくため、山田地域自治振興会（以下「本会」という）を組織するものとする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、山田中核型地区センター内に置く。

(事業)

第3条 本会は次の事業を行う。

- (1) 総会及び理事会の開催
- (2) 研修会・座談会・交流会等の開催
- (3) 自治会相互の連携及び関係諸団体との連絡調整
- (4) 環境美化及び福祉活動等への協力
- (5) 行政に対する要望、意見等の調整
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 本会は次の自治会で構成し、各集落の総代及び自治会長をもって会員とする。

なお、自治会長は各自治会において選出するものとする。

- ・ 南部地区自治会（鍋谷・谷・若土）
- ・ 川西地区自治会（鎌倉・小谷・赤目谷・北山）
- ・ 湯 地区自治会（湯）
- ・ 中村地区自治会（中村・前田住宅団地）
- ・ 小島地区自治会（小島・城山）
- ・ 北部地区自治会（上中瀬・中瀬・白井谷・竹ノ内）
- ・ 西部地区自治会（沼又・牧・清水・今山田）
- ・ 東部地区自治会（宿坊・沢連・柳川）

(役員)

第5条 本会には次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選出方法)

第6条 役員を選出方法は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会長及び副会長は理事の互選とする。
- (2) 理事は各自治会長をもって充てる。
- (3) 監事は会員のなかから理事会において選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

- (1) 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 任期満了後も後任者が選出されるまで、その職務を行うものとする。

(役員任務)

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、自治振興会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、副会長がその職務を代理する。
- (3) 理事は、理事会を構成し会務の処理に当たる。
- (4) 監事は、自治振興会の経理業務執行の状況を監査し、毎年度総会において監査結果を報告する。

(部 会)

第9条 本会に第3条の事業を実施するため専門部会を設置することができる。

- (1) 設置する各部会を次のとおりとする。
 - ① 総務部会
 - ② 地域福祉部会
 - ③ 地域安全部会
 - ④ 保健衛生部会
- (2) 各部会は、部会長及び副部会長、部会委員を持って構成する。
- (3) 部会長および副部会長は、理事会のうちから、会長が指名するものをあてる。
- (4) 部会委員は、山田地域内に在住し、それぞれの掌握事項に関し必要と認める者を会長が委嘱することができる。

(部会事業)

第10条 前条に定める部会は次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 総務部会は次の事業を行う。
 - (ア) 研修会・座談会・交流会等の事業の実施。
 - (イ) 自治会相互の連携及び地域内諸団体との連絡調整。
 - (ウ) 行政に対する要望、意見等の調整。
 - (エ) 生活環境の向上に関する事業の推進。
 - (オ) その他この部会の目的達成の為必要と認めた事項。

(2) 地域福祉部会は次の事業を行う

- (ア) 社会福祉意識の普及。
- (イ) 福祉関係諸団体との連絡調整。
- (ウ) 募金、ボランティア活動等の福祉事業の推進。
- (エ) その他この部会の目的達成の為必要と認めた事項。

(3) 地域安全部会は次の事業を行う。

- (ア) 地域安全・防犯防災意識の高揚と普及。
- (イ) 犯罪並びに青少年の非行防止の為に関係機関・学校・諸団体と緊密に連絡・協議し、必要な事業を実施する。
- (ウ) 防災活動を行う為に関係機関・学校・諸団体と緊密に連絡・協議し、必要な事業を実施する。
- (エ) その他、防犯功労者、防災功労者等の表彰推薦など、この部会の目的達成の為必要と認めた事項。

(4) 保健衛生部会は次の事業を行う。

- (ア) 保健衛生意識の普及。
- (イ) 健康づくり事業及び環境美化運動の実施。
- (ウ) その他保健衛生活動や環境美化に貢献した団体及び個人の表彰など、この部会の目的達成の為必要と認めた事項。

(会議の召集と議事の成立)

第11条 本会の会議は、総会及び理事会とし、会長が召集し、その議長となる。

- (1) 総会は会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。理事会は必要に応じ開催する。
- (2) 会議は3分の2以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は議長が決する。

(経費及び会計年度)

第12条 本会の経費は、会費、補助金、委託金、寄付金、その他の収入をもって充てる。会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、会の運営に関し、必要な事項は、理事会において協議する。

この会則の一部改正は

附 則

(施行期日)

この会則は、平成17年6月21日から施行する。

この会則の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

この会則の一部改正は、平成21年1月15日から施行する。

この会則の一部改正は、平成28年4月22日から施行する。

山田地域自治振興会慶弔見舞金規定

(主 旨)

第1条 本会の相互扶助と福祉増進を図るため、次のとおり慶弔見舞金規定を定める。

(慶弔見舞金の給付)

第2条 慶弔見舞金等の区分及び給付の額等は次のとおりとする。

(1) 本会の会長、副会長、理事、監事の場合

ア、1ヶ月以上入院療養中であるとき、10,000円の見舞金を贈る。

イ、本人死去の場合は、会長は弔問に参詣し、10,000円の香料又は相当額の弔花を供える。

ウ、罹災の場合、その都度決定する。

(2) 本会の会員の場合

ア、本人死去の場合、香料10,000円若しくは相当額の供物を贈る。

イ、罹災の場合、その都度決定する。

(3) 前各号の金額については、理事会に諮り変更することができる。

(特別慶弔)

第3条 特別慶弔の場合は、理事会に諮り決定する。

(慶弔電報)

第4条 第2条の(1)(2)及び第3条の規定に対し会長の慶弔電報を贈る。

2、前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、慶弔電報等を贈ることができる。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成20年12月1日から施行する。